



11月1日「過労死等防止対策推進法」が施行

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」

に向けた取組を沖縄県経営者協会などに要請



本年6月に「過労死等防止対策推進法」が公布され、11月1日から施行されることとなりました。

同法において11月は「過労死等防止啓発月間」とされるなど、長時間労働の削減が喫緊の課題となっております。

このため、沖縄労働局では、同法が施行される前の平成26年10月29日に沖縄県経営者協会において、谷労働局長から安里会長に対し、長時間労働の削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組について要請を行いました。

また、他の経営者団体等に対しても同様の要請を行っています。